

桜井市立図書館 BDS ゲート更新事業

仕 様 書

桜井市立図書館

令和8年2月

1. 導入の目的

図書館退館管理システムは、図書館施設の主要なセキュリティ・システムの一つであり、退館時に貸出手続きを経た図書以外の持ち出しを防止する等の機能を有するゲート管理システムである。

当館において既設置のシステムが老朽化のためリニューアルを行うものとする。

2. 購入品名及び構成内訳

- 2-1. ブックディテクションシステム (以下 BDS と呼称)
セキュリティパネル 2 通路 (3 枚パネル) 1 カ所
ケーブル埋設方式

現状の BDS 撤去・廃棄および新設 BDS の搬入・据付・配管・配線・調整を含む。(詳細については「2-2. 購入物品に備えるべき技術的要件」に示す。)

2-2. 購入物品に備えるべき技術的要件

本システムは以下の業務を行う目的で導入するものである。以下の各項目の業務を行う上で支障がないと判断されること。これらの項目の業務を行うための機器構成及び実現方法について具体的に提案すること。

【BDS】

- 2.2.1 当館で図書館資料に挿入している防犯タグに感知する機能を有する磁気検知方式を採用していること。
- 2.2.2 本体部は、利用者の圧迫感を減らすため本体の中央は空洞もしくは透明であること。
- 2.2.3 通路幅は、車椅子の通行が可能なよう 900mm 以上であること。
- 2.2.4 通路部は、ケーブル埋設型で利用者（特に車いすの方）が難なく入場できるよう、床面との高低差はなきよう設置を行うものとする。
- 2.2.5 利用者のスペース確保のため本体部の奥行きは 610mm 以内とすること。
- 2.2.6 また十分な検知を行いかつ圧迫感をなくすためパネルの高さは 1850mm 以内とする。
- 2.2.7 通路ごとに、利用者が通過する際に、貸出処理がなされていない資料を BDS が検知した場合、即座に警告音を発して警告ランプを点灯する機能を有すること。また、入場時には警告音を鳴らさないよう

設定する機能を有すること。(退館時のみ検知時発報する機能を有すること)

- 2.2.8 警告音の音量と発報パターンの選択が PC 設定で可能なこと。
- 2.2.9 衣類やカバンの中に入れた資料も探知できる精度の高いものであること。
- 2.2.10 AV 資料 (ビデオテープ、カセットテープ、CD、CD-ROM、DVD 等) にも対応できること。
- 2.2.11 発報に際し、利用者を動揺させないよう赤色以外の色選択が可能なこと。
- 2.2.12 図書館スタッフが認知しやすいようアラームのパターンと長さが PC にて変更できること。
- 2.2.13 人数カウンターは電源ボックスに配置し、退館人数を表示が可能なこと。(PC と接続しカウンターのリセットが出来ること)
また、入館、退館された人数および通過人数を別々に表示できる機能を有すること。
- 2.2.14 電源ボックスのサイズは W265mm×H300mm×D220mm 以内とする。
- 2.2.15 ペースメーカーなどの医療器具に誤作動を生じさせないような機能を有すること。
- 2.2.16 コンピュータや配線などから出るノイズに強く、誤作動が生じないような機能を有すること。
- 2.2.17 電磁波の影響が少ない機器を納入するため、JEAS (日本万引防止システム協会) が発行する EAS ステッカーを貼付のこと。
- 2.2.18 設置環境に合わせて、検知感度を検知パネルごとに調整できる機能を有すること。
- 2.2.19 当館採用のタトルテープの安定運用のためタトルテープの製造・販売元である現ビブリオテカ・ジャパン(株)からの証明書を提出すること。
- 2.2.20 使用電源は AC100V 50/60Hz とすること。

(性能、機能以外に関する要件)

3. 設置条件等

3-1. 納入期限

令和 8 年 7 月 31 日

※半導体不足等の社会情勢に起因する遅延の場合は協議。

3-2. 設置場所

桜井市立図書館（桜井市大字河西 3 1 番地）

3-3. 搬入、配線、配管、据付、既存設備との接続、調整

- (1) 機器の搬入、配線、据付、既存設備との接続、調整を行い、各機器の動作確認を行うこと。配線、接続について必要とする関連機器は本調達に含まれる。
- (2) 機器の搬入、配線、配管、据付、既存設備との接続、調整については、図書館の職員と協議の上行うこと。
- (3) 当該システムについては、防犯タグの信号を検知する為の機器（オシロスコープ等）による測定を行い、設置環境について問題がないか確認を行うこと。

4. 保守体制

- (1) 本調達物品の保証期間は、検査完了後 1 年とし保証期間中に材料及び製作上の過失によって生じた故障及び不具合等については、無償で修理を行うこと。但し、使用上の誤りや、火災、地震その他天災による故障及び破損は除く。
- (2) システムの使用方法及び保守に関する講習は受託者の責任において無償で行うこと。
- (3) 奈良県内にメンテナンス技術者を有することとする。

5. 障害支援体制等

- (1) 平日（土、日祝日、年末年始の休日以外）の 9 時から 17 時までにおいてシステムに障害が発生した場合、迅速に対応できる体制であること。また緊急連絡体制表を提出すること。
- (2) 上記 5.（1）以外の時間に発生した障害の連絡が FAX 及び電子メールでできる窓口を有すること。

6. その他

(1) 教育体制等

- ① 職員に対する導入時教育訓練は、当館が指定する日時、場所で行うこと。
- ② 電子メールによる問い合わせ窓口を有すること。

(2) 説明書・マニュアル等

操作マニュアルは、日本語版で冊子 1 部及び電子マニュアル 1 部を提供すること。